

そういう意味では、ケアマネジャーの位置づけというものが、より大きくなるためには、そういう権能と役割というものが明確になるためにも資格制度というものをきちんとすべきだろうというのが1点です。

それから、もう一つは、今日の議論でも大分見えてきていると思うんですけども、やはり相談事業全体とこのケアマネジメント、サービス計画、これがバラバラだということが明確になったと思います。

それは当たり前なんです。自立支援給付と地域生活支援事業との中でバラバラにされてしまっているからなんです。

それを1つでやれといっても、僕は無理だと思います。

予算的なことについても議論があったので、私のほうから指摘しませんが、そういうことから考えますと、ケアマネジメントということを考えるときに、相談事業というものをもっと統一的に考えられるような制度化、あるいはそのニーズが本当にうまく流れていく。各障害を持った人の抱えている問題を入口から最後まで流れていく、そういう体制で事業化をしていくためには、自立支援給付とこういう地域生活支援事業の分断ということは、直ちにやめた上で、まず考えるべきだろうと思っています。以上です。

○潮谷部会長

ほかにごぎませんでしょうか。

それでは、福島委員にまずお願いします。

○福島委員

ケアマネジメントのことについて、言葉の問題と役割の問題についての意見です。

皆さんのご意見や議論の方向性は概ね私も賛成なんですけど、ケアマネジメントやケアマネジャーという言葉と比較的障害者支援の部分で使われていますけれども、それは慎重に使うべきだろうと思います。

というのは、これは介護保険の中で出てきたものでありますし、ケアという言葉は多義的ではありますが、どうしてもお世話をするというニュアンスが強いので、障害者自立支援法の理念は本来、サポートとか、アシストに近い。援助する、支援するという事なので、ケアマネジメントという、このカタカナ語が持つニュアンスと本当は少しずれているんじゃないかと私は違和感を持っています。

それから、より重要なことは役割のことですね。そのことと関連して、本来は、障害を持っている人が、自分の生活を自分でマネジメントすることが理想であろうと思います。

もちろん相談員業務を利用して、相談しながらより適切に社会資源や制度を利用していくということは大事ですし、何でもかんでも自分でやるというのは、すごくしんどいことでもあるので、必要なときに相談できるということは大事なんですけど、ただあまりその部分だけは強調されすぎてしまうとマネジメントしてくれる人がいないとどうにもならな

いような仕組みになってしまったり、またケースによっては、本人が必ずしも望んでいないような方向に結論が行ってしまう場合もあるかもしれない。もちろん、制度上、不服申立てはできるようになっているとは言え、どこまで本人の意思が担保されるのかという問題もあります。

ということで、言葉の問題と役割の問題は常に逆の方向の振り子も考えながら議論していく必要があるというのが私の意見です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

概念整理をきちんとした上で、名称を使っていくということの大事さのご指摘もありました。

新保委員、お願いいたします。

○新保委員

ケアマネジメントのいわゆる支給決定プロセスの見直しのことなのですが、一口に言いますと、相談窓口と支給決定に関わる市町村との役割というか、位置づけ、これがちょっとはっきり見えないのかなという気がするんです。

なぜかといいますと、その相談支援の窓口がもちろん市町村である場合も、相談支援事業者である場合もあるんでしょうが、その窓口で恐らく当初それなりの相談を受けて受理面接に近いことをやるんだというふうに思います。

あわせてプランニングまでは至らないにしても、その受理面接の結果、この人は障害程度区分の認定が必要だ、あるいは障害福祉サービスの利用が必要だという思いがあるからこそ、障害程度区分の認定へと動いていくはずなんです。

本来は、この時点から高橋先生がおっしゃったように、同一のケアマネージャーというか、この窓口の時点からケアマネージャーがしっかりと支援過程（ケアマネジメント）に関わっていないと、どこかで利用者の課題が変化してしまうというか、すっきりしない仕組みの中でご本人の思いにかなわない形になってしまう場合も出てくるわけですので、そういう意味では、まずは現状で支給決定がなされないと、どうにも動かないという状況をどう変えていくのかというのがすごく重要だというふうに思います。

例えば、この図で行くと、介護等給付だと、若干この見直しのイメージでもいいのかなというふうに思うんですが、訓練等給付の場合ですと、その支給決定を待てないような対象者が多々おられるんです。訓練等給付の対象者、特に精神障害者の場合はそうです。では訓練等給付にケアマネジメント（個別支援計画）が必要ではないのかというと、そうではなく、訓練等給付にもケアマネジメントは欠かせません。

現状では、暫定利用ができるというふうな形になっております。施設の側というか、サービス提供事業者の側では、暫定支給の間、一応、席を置かないで利用させております。

私どもの施設もそうです。そういうふうな形で利用させているんですが、しかし正式の利用決定にならないもんですから、精神障害者の場合には、本当に自分を受け入れてくれるのかという思いを持ったりする、そんなことでも実は不安がよぎって、そこを利用しないで、平たく言うと現状で、障害福祉サービスに移行していない事業所のほうが気が楽だからというので、新体系事業に移行した事業者じゃない事業所を探していってしまう。それでいいのかどうかは分かりません。もちろんいいこともあるでしょう。しかしそういう現実が現状の流れの中ではあるという事実がございますので、そういったことをしっかりと見据えながら、訓練等給付と介護等給付について、この流れでケアマネジメントがまさにまさに同一のケアマネージャーによって、責任を持ってやっていけるのかどうかということをやんちゃとしていくことが必要だというふうに思います。

その意味では、相談支援事業者と市町村の位置づけというか、あるいは市町村窓口と市町村審査会との役割、こういった役割分担と連携をきちんと具体化して、その流れを形成することができていくようなことが必要だと思います。

ことに委託されている相談支援事業者の場合には、いわゆるサービス管理責任者というのがいて、そしてそのサービス管理責任者が多くは相談を受けております。私どもの施設もそうですが、その結果支給決定を受けて、サービス事業者のところに利用が決定したときには、サービス管理責任者とその事業所におけるサービス提供責任者の役割がまた明らかではないんです、現状では。

私どもの施設ではサービス管理責任者が支給決定がなされたときにプランニングし、利用提供を行う事業所のサービス提供責任者と連携して、改めてそこでサービス提供責任者がプランニングをし直す、それをサービス管理責任者がちゃんと同意の上で見ていく、利用者参画はもちろん当然ですが、そうした形をとって、そして月に2回責任者会議というのを開いて、そこでモニタリングの結果としてのミーティングをやっていく、そのときにサービス管理責任者もサービス提供責任者もみんな参加してやっていくという形をとっていくわけですが、これもある意味で事業者が思いの中でやっていることとございまして、そののところもどういうふうにしたらいいいのかということをやんちゃとしませんと、例えば15ページのモニタリングのイメージの中で、それを毎月算定していくんだったら、その仕組みや枠組みは一体どういうものなのかということも見えてこないし、サービス管理責任者とサービス提供責任者を設定した意味合いもなかなかはっきりしないということもあります。それはもちろん人材育成の枠組みの中でやっていく事柄かもしれませんが、そういったことも含めながら、このプロセス、そしてそこに関わる人材、人材の役割、こういったものをしっかりと見直していただければありがたいというふうに思います。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

14ページのところの見直した場合のイメージ例の中で、中立性をどのように担保してい

くのかどうかで、それを考えていくということの大事さがあるのではないかと、それから支給決定の時期的なものがケースによって変わってくる可能性もあるのではないかと、ということでもございますので、そういったことも含めて、事務局のほうで、また今後皆さんに論点を整理した上で出していただければと思います。

皆さん、ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、大濱委員。

○大濱委員

資料の9ページで、ケアマネジメント手法を用いて計画案をいかに作成するのかについて整理されています。確かに、自分で介護利用を調整できない、単に計画案がつかれないだけならそれで良いと思います。ですが、先ほど堂本委員からもお話があったように、障害者の場合はやはり本人をエンパワーメントする相談支援でなければならないと考えます。

ですから、最終的にはセルフケアプランをつくるまでに支援するなど、そこまで育て上げてこそ、初めて相談支援事業者と言えるのだと思います。このように、障害者の場合と介護保険では支援の方向がはっきり違うわけで、障害者に対する相談支援事業の在り方が大きなポイントだと思います。

それから、資料の14ページにおいて、支給決定に先立って相談支援事業者が作成した計画案と、市町村が決定した支給量との間で食い違いがあったときに、どのような機関が調整するのかということも今後の大きなポイントになってくると思います。このあたりを厚省がどう考えているのか、お聞きしたいと思っています。

○潮谷部会長

今日は、まずは出していただいとしたいと思います。

先ほど、星野委員、挙げていらっしゃるんですけど、違いましたか。

山岡委員、お願いいたします。

○山岡委員

本来、障害者のニーズは、一人一人違うんだというふうに思っています。

例えば、発達障害は知的障害を伴うものから、例えば国立大学を優秀な成績で卒業するまで幅が広くて、同じ障害名がついても一人一人、ニーズがかなり異なるということです。そうしますと、サービスを提供する側がしなければいけないことは、お一人お一人の障害者のニーズを丁寧にきちんと見て、その人にあった支援をしていくんだということだというふうに思っています。

ここでは、今回あまり話題に出てきていませんが、個別の支援計画との関係でお話します。恐らく個別の支援計画は自立支援法よりももうちょっと大きな枠の話だと思いますが、お一人お一人のニーズ、医療の部分も含めて語れるところだと思います。本来的には個別

の支援計画が定着をしていて、その中で、これを利用しながらこのケアマネジメントができたらいなというふうに思っています。

ここのプロセスの中で、アセスメントとかモニタリングというのが出ていまして、現在の制度の中では仕方がないと思うんですけども、どなたもおっしゃっていましたが、本来的にはやはり計画をつくる方は、実施する方と別の方が専門的につくられて、その方が費用対効果だとか、実際にやっていることをモニタリングするのが本来の筋ではないかと思っています。将来的には、支援する方と別の第三者の方が、プランをし、モニタリングをするということを展望しておくべきではないかというふうに思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

副島委員、お願いいたします。

○副島委員

相談支援事業のケアマネジメントの重要性というのはよく言われると思うんですけども、このケアマネジメントがきちんと位置づくということについては、3つ要素があると思います。

1つは、今回の指摘どおり、サービス利用計画の作成が支給決定の後になってしまって、結局、サービスの利用計画をしても何の意味もなくなってしまうということの見直しの視点がどうしても必要だということです。

それから、サービス利用計画に対する利用拡大、対象拡大、特に施設とか家庭というのを限定せずに、本当に全ての本人のライフステージのあらゆる変化に対して、本人が地域の中で安心して生活が送れるように、いろいろなケースに対応できるように利用拡大、対象拡大の必要があると思います。

もう一つは、サービス利用作成費の単価が安すぎることです。これでは事業所が経営していくためには、40ケースも50ケースも持たないといけないことにならないか。これが無理だと言うことで、高齢者の場合は、今は単価が1万3,000円ですか。これだっただくさんのケースを持った場合には、よい取り組みはできない。

そういうふうに単価のところももう一度見直しをかける必要があります。特に相談支援事業の業務だけでちゃんと専門員の身分保証ができるというところまで、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

それから、このケアマネジメントが法人の利益追求になってしまうという高齢者福祉の問題がありました。我々が考えているのは、相談支援専門員としての民間の相談員が行政の中に、行政の管理体制の中に一緒に入ってやっていくという、お互いにチェック機能を働かせながら、中立性を守っていくということ。尾道市の場合のように民間の職員を行政の中に取り入れて、行政がある程度の応援をしながら取り組んでいくという機能がいいの

ではないかと思っています。そういう面についてのご意見なりを私も伺いたいと思います。

特に、広島関係はこれで進めていこうと思っていますので、これについてはどんな問題点があるのかということも意見をいただきたいと思っています。以上です。

○潮谷部会長

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

12ページでございますが、サービス利用計画作成費の対象者という論点案について、地域で生活する障害者への対象の拡大とともに、地域生活への移行に向けた地域の相談支援事業等との連携をすすめるという観点から、また、地域生活へ移行した後の在宅での生活支援との連続性を担保するためにも、これは是が非でも施設入所を利用する方を含めて対象者の拡大をお願いしたいと思います。これは33回の審議会の中でも強くお願いをしたところでございますので、ぜひともサービス利用計画作成費の対象の拡大に向けてのご努力をいただきたいと思っています。

それと14ページのサービス利用手続の在り方の見直しの場合のイメージ例ということで、先ほども新保委員がおっしゃったとおり、このプロセスをうまくきちんと担保するかということが重要であると思います。実はその顕著な例が、障害程度区分の認定の際に、認定調査員といろいろやり取りをして、十分に障害程度区分に反映していただけたかどうか。相当な方が障害程度区分認定について不満を持っていらっしまったと思います。

そういう意味では、この市町村の担当者が支給決定の前に課題分析と計画案の作成を行うというプロセスを入れ込むわけですけれども、ここのところが実際には非常に難しいのではないかと思います。

例えば、適切に利用者の状態像を把握してもらうために、相談員等はよりきめ細かにこの部分をこうしてほしいというものを伝えたとします。しかし、それが適切に支給決定に反映されるかということが心配されます。

実は、ここが現場の第一線の中では、相当のせめぎあいがあるのではないかと思います。こういった意味では、利用者の状態像を十分にくみ取った上での支給決定となるように、引き続ききちんとした丁寧な国の指導をお願いしたいと思います。そういったことでプロセスの質、実質的な中身を担保しないと、イメージ図のとおり形はできても、市町村によっては内容が伴わないということになってはやはり残念な結果になってしまう。その点も加えてお願いしたいと思います。以上でございます。

○潮谷部会長

小板委員、お願いいたします。

○小坂委員

我々の施設の中でも相談事業というか、そういうようなものは少しずつやっているわけなんですけれども、事業者であるから公平性に欠けるとか、いろいろな問題が出てきているかなということは思います。

しかし、施設のほうについてもなかなか相談事業だけで人手をきちんと雇っていきける、そういうシステムにもなっていないわけなんです。

ですから、当然のことながら、曖昧にならざるを得ないという実態はあると思います。

それは、ともかくとしても実は、今ずっとお話を聞いていると、やはり相談事業の大切さということはひしひしと分かってくるわけですし、それが本当の入口であり、しかもその最後までやらなければいけないという、そういったところにあるだろうと思います。

ところが、さてその人材はどうかとなると、ほとんどないということと同時に、人材はあったとしても予算がついていないという現実があると思います。

ですから、これはやはり重要性が分かるとすれば、やはり人材をどういうふうに養成するのか。そして、その養成した人たちに対してどれだけの予算をつけて、その人たちがきちんと生活ができるように保障していきけるかどうかということだと思ふんです。

これは、多分、この自立支援法がきちんとでき上がっていくためには絶対に必要だと感じた場合には、これはきちんとした数値目標を出して、そしてやっていくという、そういう気概がなければ、これは難しいのではないかと思ふんです。

だから、以前の審議会でもこれは審議されたと思ふんですけれども、そのときは曖昧でうやむやになってしまったということで、今回こうなっていると思ふんです。

ですから、そこら辺のところもやはり見直しの段階で、やはりきちんとした数値目標をかけて、そして国家的なプロジェクトみたいな形の中で、人材育成をしなければいかんのではないかなというふうに思います。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

広田委員、お願いいたします。

○広田委員

さっき発言したんですけど、1ページ目のなぜ嫌だと言ったのかということ、地域全体で連携して検討し、という場合に、本人が不在なことがとても多いんです。ほかの仲間たちも私を抜きに私のことを決めないでと言うんですけども、とにかく不在にされていますので、それが嫌だということなんです。

それから、さっき箕輪委員のお話がとてもよくて、本当に相談と一口に言うんですけど、相談ではなくて話し相手がいなくてかかってくる人もたくさんいるわけです。何を訴えたいのかということは自分自身も分からないし、聞いている中で、こちらが整理して、あな

たがおっしゃっていることは、こういうことですかと確認しながら聞いていく場合もあるし、本当にただ単に12時ごろ起きて、今日、雨が降っているから寂しい、これが相談なのかどうなのかなというところで、相談、相談と言うけれど、この間、新聞に出ていましたが、インターネットで日本語のブログが7,000万あって、全世界で第1位だそうです。

カモハラさんがどういう生活をしているか知りませんが、ある夫婦によっては直接に会話をしないで、メールで会話をしていると、そのぐらいメールとかインターネットがライフラインというおかしなことを言っている人たちもいますけれども、そういうふうなことで、いろいろな相談という形で電話をいただきますけど、ある意味では、今の時代はそういうITという情報伝達技術に頼り過ぎて、コミュニケーション、ハンディキャップの時代になっていると思います。

そういう意味で言えば、相談というよりもお話し方のトレーニングというふうなことがたくさんあるんですね。

そういうことを言いますと、本当に当事者同士の話をすることによって力をつけていって、さっきの大濱委員じゃないけれども、セルフマネジメントというお話も出ましたけれども、そういう形ですと、さっき私はピアカウンセリングを神奈川県でやっているから、国でやってほしいと言ったんですが、もっとピアカウンセリングを広げて、ピアサポートという項目にしていきたいということで、ぜひみんなで力をつけて、コミュニケーション能力をつけて、何を相手が話しているのかということ聞き入れられる人になりたいということで、さっきちょっと専門性という話が出ていましたけれども、精神のケアマネジャーがどういう方になるか、まだ伺っていませんけれども、ぜひケアマネジャー、専門性だけではなくて、自らの市民性、住民性、社会性なくして、何が人の話を聞けるんだということで、私はちょっと変わったおばさんですけど、住民性はあると思っています。

そういうことで、さっき本人不在で、私のことを抜きに私のことを決めないでということで、嫌だというふうに言いました。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

まだ、皆さんたくさん意見があると思いますが、20ページのところで、自立支援協議会の法定化の問題がありますので、これはもうそれぞれのお立場の中の結論めいたところで、少しお聞かせいただいたほうがいいかなと思いますので、この点について皆様方の中で、ご発言がございましたら、お願いいたします。

北岡委員。

○北岡委員

私は、この自立支援協議会というのは大変重要な役割を担うんだろうと思います。

今日の相談支援事業もそうですし、ケアマネジメントの話もそうですが、それらのこと

は多分この自立支援協議会でしっかりと集約されていくというか、成果を上げていくためには、この自立支援協議会の役割は本当に重要だというふうに思っています。

そういう観点から、今、曖昧な位置づけになっておりますので、ぜひ法律上の位置づけを明確にすべきというふうに思います。それが1つです。

それから、自立支援協議会は、実は私どもに対して問合せがよく来るのは、この地域自立支援協議会で何をやるのだということがまだ明解によく理解されてない部分があるのかなというふうに思っています。

ここに3つほど、厚生労働省の主な機能ということで書かれておまして、もちろんこういうことはそうなんですが、さらに困難事例でない場合でも、この自立支援協議会の中で、どういう相談がその地域の中で起こり、検討され、どんなケアプランが立てられ、その方が満足もされ、地域の中で暮らしているのかということとをここで報告をするというような役割が実はすごく重要ではないのかというふうに思います。

そうしますとこの自立支援協議会の適正な規模といいますか、どういう市町村でどの程度の規模の中でこれが取り組まれていくべきかというようなことも必然と議論になるだろうと。

私は、この自立支援協議会というのは、20万人以下ぐらいで1カ所ずつぐらい設置していく必要があるのではないかというふうに考えております。

そして、この協議会が活発に動かないと、地域で障害のある方が暮らしていくことを継続して一生涯にわたって支えていくというのが非常に困難になってきますので、この自立支援協議会がどうやって活発化していくかということを考えるわけですが、冒頭の議論ですが、相談支援が非常にその地域の中で熱心に障害者ご本人に寄り添う形でどう相談事業が展開されているのかということが重要になるわけです。

そうしますとやはり財源のところにとどりに着いていきまして、今日も何人からもお話がありました。一般財源化以降、相談支援の財源確保が大変厳しくなっていて、これらは実は経験豊かな人材を配置するということが重要なキーワードですが、それが非常に困難になっている。現場では、信頼関係を構築できる経験と交渉力が実は大変必要なんですけれども、非常にこのことが難しくなっているというふうに言えると思います。

ですから、ここにしっかりと財源を投入する仕組みが必要で、今日は交付税から補助金に戻せないかというお話がありましたけれども、多分、交付税では駄目だという、半ば共通理解がこの委員会にあって、ですから補助金という言い方になっているんだろうと思います。

実は、交付税でも補助金でもしっかりとこの部分に財政が投入されて、機能していけば、どの財布を使うかというのはともかく、現状では非常にこれは難しい状況にある。

小沢委員の指摘もありましたけれども、都道府県の役割も含めて、ここについてはしっかりと、何かやはり知恵を出していかないと、この地域自立支援協議会そのものが非常にやせていって、絵に描いた餅になってしまうというふうに強く思います。

そして最後に、やはり今日、いろいろと相談の今後の在り方について、厚生労働省で3つ整理されていまして、総合的拠点とか連携型とか介護保険の包括支援センターを窓口はどうやっていくかと、こういうことがあります、私もできれば地域特性はいろいろあると思うんですが、総合的な拠点の整備に向けて、大きく動くべきだろうと、その際に、どういう役割をここの中に盛り込むのかということで、せめて5つの機能は盛り込むべきだと思っていまして、1つは個別給付の機能だとか、社会資源を開発していくための機能であるとか、地域移行を支援して行うための機能であるとか、先ほども出ていましたが、居住サポートの機能であるとか、権利擁護の機能であるとか、これらをやはりできれば20万人、最低でも1カ所整備していき、きめ細かく地域の中核を担う。そして、この自立支援協議会を活性化していくというようなことが大変重要だというふうに思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

法定化の問題、それから役割、規模、財源、そういう角度の中からいただきました。

堂本知事、よろしくお願いいたします。

○堂本委員

短く申し上げますけれども、ここの両方、地域自立支援協議会、26ページと27ページに両方ありますけれども、どちらも構成メンバーにその当事者が入っていない。

障害当事者団体と書いてあるんですけれども、今、北岡さんが言われたように、20万人以下になると、その団体なんかは必ずしもあるとは限らないんですね。

今日やはりとてもすごい話だなと思ったことは、君塚先生が、医師として30年とおっしゃいましたか、勤務していて、それよりも患者さんのほうが詳しいんですよって、大濱さんの発言を引いておっしゃった。私は、それはもう本当に真実だと思います。

それは、けがとか事故にあった方だけではなくて、精神障害の方も知的障害の場合の家族とか、それから身体障害の方、お隣に竹下さんもいらっしゃるけれども、皆さん今日は当事者の方がいっぱいいらっしゃいますけれども、やはり小さい地域でも必ず千葉の場合は当事者に登場していただいていた。そして、本当に深い、そしてシシンに富んだ発言を当事者がなざるのを聞いて、やはりこの第三者である医療関係者とか、教育機関とか、企業とか、事業者とか、行政とか、そういういわゆる当事者じゃない人が決めるというのではなくて、この協議会にはぜひその当事者団体ではなくて、当事者が必ず入るような仕組み、それをお考えいただきたいと思います。ありがとうございました。

○潮谷部会長

ただいまの御指摘につきましては、参考までに申し上げますが、どうぞ18頁のところをご覧下さればと思います。しかし、堂本知事のご指摘は、さらにしっかりと受けとめてい

ただいて、当事者発言だとか、存在感だとか、そういったことも意識して実効性を担保していかれる方向をお願いします。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員

今の北岡委員の意気込みはよく分かるんですけども、実際に、自立支援協議会の窓口に関わってみて思うのは、実は堂本知事が発言されると期待していたんですが、堂本知事の文章の中にもありますけれども、今まで具体的に地域の中で根をはってやってきた既存の形、あるいはそういう努力が今までやってきたグループ、それぞれの地域にあったものが作られてきたところに、新しい名前でドンと上から来たもんですから馴染めないんです。

要するに、その地域から始まった話ではなくて、今度の新しい法律に基づいて、こういうやり方でこうやってまとめろという話でくるもんですから、なかなか今までの人たちが本当になじめないし、絡めない。そこをもう一遍考えたほうがいいと思っています。

そういう法令化とかその財源の問題ももちろんあるわけですが、そういう意味で、このデータを見ても、なかなか実態、本当に必要な実態に近づいていかない。形だけで終わる、というのが今の姿ではないのかなと心配します。

気持ちは分かるんですけど、もうちょっと地域の中身をつなぎながらやってほしいと思っています。

○潮谷部会長

北岡委員、お願いいたします。

○北岡委員

大変示唆に富むご意見、ありがとうございます。

地域の中で、様々なこれまでのいろいろな取組あると思うんですね。我々の地域も地域自立支援協議会という言葉は使わず、サービス調整会議という名前を使ってやってきました。そういう様々な地域の中で、それぞれの地域で支えていく取組があることも事実だろうと思います。

しかし、全くない地域もあるので、この際、やはり法定化をしてないところにおいては、やはりそういう立ち上げをやっていく必要があるという観点で申し上げたんですけど。

○潮谷部会長

意味合いは、どうぞしっかりと受け止めていただきたいと思います。

最後に、宮崎委員、お願いしたいと思います。

○宮崎委員

このことについてだけはちょっとだけお話をさせていただきます。

地域自立支援協議会の法定化に向けてという話は、誠に結構なことだというふうに思うんですが、実は、同様の動きというのが、例えば教育の世界でも動いているんですね。広域連携協議会というのが、実は、特別支援教育の動向に関わって、全国の各都道府県とそれから市町村にも置くような動き。ところが、障害者問題に関わるこういった動きがあつちこつち、似たような名称でたくさんできてしまうということはどんなものなのかなという、そういう危惧があるんです。

だから、鼎の軽重を問うような問題になると思うんですが、やはり整理をする必要性があるだろうと思います。

今日の大きな課題の中に、相談体制の整備ということがあったんですが、ここのところの動きでは、個別サービスから、いわゆる例えば家族全体を包み込むようなサービスへの動きですとか、あるいは専門家の個別的な対応から親を含む専門家チームへの共同、コラボレーション、そういった対応への動き、まさにこの自立支援協議会の発想そのものがそうだというふうに思うんですが、幾つかの要素があつて、たくさんの領域で考えていく必要があると思うんですね。

そういう意味では、今日、あまり出てこなかったんですが、個別の機関対応というところから、機関間の連携対応というのが実はすごく重要になっていて、これがなければ、駄目なんじゃないかというような気が私はしています。

そういう点では、診断の問題なんかもきちんとした整理の在り方というんですが、全体的な動きになっていかないといけないだろうと思います。

一番重要なのは、ご本人さんの支援という、今日、何人かの当事者の方からお話しされているんですが、そういったことを重要視していく仕組みをつくらなければいけないので、これも法定化するとき、いろいろな要素を織り交ぜて整備をするということをぜひどこかで考えていただきたいと思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

施策をしていくときに、当事者中心、クライアントセンターという考え方を中心に据えて整理をしていくということ、また各省庁との横串の問題がとても大事だと思いますし、財源がないところで、いろいろなところに組織化されていくということの問題もあるかと思しますので、ぜひ受け止めていただきたいと思います。

今日は、皆様方、本当に熱心に論議をしていただきまして、ありがとうございました。

まだ、言い足りなかった方、おいでかと思しますので、ぜひそれは後ほど文章でも事務局のほうに提出していただければと思います。

次回の日程等について、事務局から説明をいただいて終わりとさせていただきたいと思っています。

ありがとうございました。

○蒲原企画課長

本日はご熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

次回の日程でございますが、10月22日の水曜日の午後2時からということで予定しております。おって正式にご連絡いたしたいと思います。

内容的には、次は、就労支援、所得保障についてご議論いただきたいということで、今、検討中でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、どうもありがとうございました。

(了)